

令和7年度より、 交通災害共済制度が改定されました。

【主な変更点】

◎会費 年額1人 500円
(年齢にかかわらずどなたでも同額となりました。)

◎通院治療期間の算定方法
通院された日数(実日数)を支給対象日として計算します。
(リハビリテーションのみの入・通院は見舞金の支給日数算定対象外です)

◎等級

| 等級 | 傷害の程度 | 金額 |
|-----|---------------------------|------------|
| 1 | 死亡 | 1,000,000円 |
| 2 | 90日以上の治療を要する傷害 | 150,000円 |
| 3 | 60日以上90日未満の治療を要する傷害 | 70,000円 |
| 4 | 30日以上60日未満の治療を要する傷害 | 50,000円 |
| 5 | 3日以上30日未満の治療を要する傷害 | 30,000円 |
| 特例級 | 3日以上通院で、交通事故・治療申立書での申請の場合 | 10,000円 |

注 意 交通災害共済は、加入者のみなさんが交通事故にあわれた場合に、見舞金をお支払いする制度です。保険ではありません。

変更内容の詳細やご不明な点については生活安全課へお問い合わせください。

問合せ先
山陽小野田市 市民部 生活安全課
TEL:0836-82-1133